

令和4年12月6日

専門家ワーキンググループの開催について

1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けて、必要な検討を行うため、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会のもとに、専門家ワーキンググループを設置する。

2 専門家ワーキンググループの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座長

村上 敬亮 デジタル庁国民向けサービスグループ統括官

構成員

吉川 浩民 総務省自治行政局長
伊原 和人 厚生労働省保険局長
長島 公之 日本医師会常任理事
遠藤 秀樹 日本歯科医師会副会長
森 昌平 日本薬剤師会副会長
伊藤 悦郎 健康保険組合連合会常務理事
岡崎 誠也 国民健康保険中央会会長

オブザーバー

全国健康保険協会
全国知事会
全国市長会
全国町村会
全国後期高齢者医療広域連合協議会
地方公共団体情報システム機構

3 会議の終了後、速やかに、会議の議事要旨を作成し、デジタル庁においてこれを公表する。

4 専門家ワーキンググループの庶務は、総務省・厚生労働省の協力を得て、デジタル庁において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、専門家ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、デジタル大臣が定める。